

いじめ防止基本方針

錦町立木上小学校

1 いじめ問題に関する基本的な考え方

いじめは、人として決して許されない行為である。しかしながら、どの児童にも、どの学校にも起こりうることから、学校・家庭・地域が一体となって一過性ではなく、継続して、未然防止、早期発見・早期対応に取り組まなければならない。

いじめ問題への取組にあたっては、学校長のリーダーシップのもと、学校全体で組織的な取組を進める必要がある。特に、「いじめを生まない土壌づくり」に取り組む未然防止の活動は、教育活動の在り方と大きく関わっており、すべての教職員が日々実践することが求められる。

【いじめの定義】

「いじめ」とは、「児童生徒に対して、当該児童生徒が在籍する学校に在籍している等当該児童生徒と一定の人的関係のある他の児童生徒が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものも含む。）であって、当該行為の対象となった児童生徒が心身の苦痛を感じているもの。」とする。なお、起こった場所は学校の内外を問わない。

「いじめ」の中には、犯罪行為として取り扱われるべきと認められ、早期に警察に相談することが重要なものや、児童生徒の生命、身体又は財産に重大な被害が生じるような、直ちに警察に通報することが必要なものが含まれる。これらについては、教育的な配慮や被害者の意向への配慮のうえで、早期に警察に相談・通報の上、警察と連携した対応をとることが大切である。

2 いじめ防止のための基本姿勢（5つのポイント）

- (1) いじめを許さない、見過ごさない雰囲気づくりに努める。
- (2) 児童一人一人の自己有用感を高め、自尊感情を育む教育活動を推進する。
- (3) いじめの早期発見のために、様々な手段を講じる。
- (4) いじめの早期解決のために、当該児童の心身の安全を保証するとともに、学校内だけでなく町教育委員会や関係機関と連携をして解決にあたる。
- (5) 学校と家庭が連携して、事後指導にあたる。

3 いじめの未然防止のための取組

児童一人一人が認められ、お互いに相手を思いやる雰囲気づくりに学校全体で取り組む。また、教師一人一人の言動が、児童の人格形成に大きな影響を与えることを自覚し、学校における言語環境の整備に努めるとともに、児童生徒に言葉の大切さを気付かせる指導の充実に努める。特に、授業に関する発言と私語を区別することに注意を払い、不適切な発言等については、これを見逃さないという姿勢で臨む。

教師一人一人が分かりやすい授業を心がけ、児童に基礎・基本の定着を図るとともに、学習に対する達成感・成就感を育て、自己有用感を味わい自尊感情を育むことができるように努める。

道徳の時間を中心に、命の大切さについての指導を行う。また、「いじめは絶対に許されない行為である。」という認識を児童がもつように、教育活動全体を通して指導する。そして、見て見ぬふりをすることや無視をすることも「傍観者」として、いじめに加担していることを知らしめる。

- (1) いじめを許さない、見過ごさない雰囲気づくりに努める。

①一人一人の人権を大切にするための児童会活動

人権を大切にし、いじめゼロを目指した児童会活動を積極的に推進する。

(例) ・人権集会 ・人権宣言の作成 ・くん、さんを付けて呼ぼう週間

②「きのえっ子」の育成（きらきら・のびのび・えがお）

授業や生活指導を通して自己肯定感を育てる。日記等を活用して児童と教職員のよりよい関係を構築する。

(2) 児童一人一人の自己有用感を高め、自尊感情を育む教育活動を推進する。

①一人一人が活躍できる学習活動

「健康な心や体づくりなどの基本的な生活習慣の定着は学習を支える生活基盤となるものである。」という立場に立ち、以下の教育活動を推進する。

- ・児童が主体的に取り組める学習活動や自主学習プリントの工夫
- ・縦割り班活動での異学年交流の充実
- ・児童の自発的な活動を支える委員会活動の充実

②人との関わり方を身に付けるためのトレーニング活動

朝の活動でソーシャルスキルトレーニングを行い、自分と他人では思いや考えが違うことに気付かせ、対人関係に関する望ましい思考・判断や振る舞い方、より良い対人関係を築こうとする態度等を育成する。

③人とつながる喜びを味わう体験活動

友達と分かり合える楽しさや喜びを実感できる確かな力の育成と、相互交流の工夫を行うことでコミュニケーション力を育成する。

また、学校行事、児童会活動、総合的な学習の時間及び生活科等における道徳性の育成に資する体験活動を推進する。

4 いじめの早期発見・早期解決に向けての取組

(1) いじめの早期発見のために、様々な手段を講じる。

① 「いじめは、どの学校でも、どの児童にも起こりうるものである。」という基本認識に立ち、すべての教職員が児童の様子を見守り日常的な観察を丁寧に行うことにより、児童の小さな変化を見逃さない鋭い感覚を身に付けていくことが必要である。

② 様子がおかしいと感じた児童がいる場合には、児童理解の時間やいじめ防止推進委員会等の場において情報を共有し、より多くの目で当該児童を見守る。

必要に応じて気になる児童には日記を書かせるなど、担任と児童・保護者が日頃から連絡を密に取ることにより、相互の信頼関係を構築する。

③ 児童の様子に変化が見られる場合には、教師が積極的に働きかけを行い、当該児童に安心感をもたせるとともに、問題の有無を確かめ、解決すべき問題がある場合には、教育相談活動において悩み等を聞き、家庭訪問を実施するなど、問題の早期解決を図る。

④ 「学校生活アンケート（心のアンケートを含む）」を毎月行い、児童の悩みや人間関係等を把握する。実施方法については、記名、無記名、持ち帰り等、状況に応じて配慮する。また、相談しやすい環境づくりを推進する。

⑤ インターネットの特殊性による危険を十分に理解するとともに、ネット上のトラブルについて最新の動向を把握し、情報モラルに関する指導を充実させる。

⑥ すべての教育活動を通して、豊かな人権感覚を育み、実践的な態度を養う人権教育及び道徳教育の推進を図る。

(2) いじめの早期解決のために、全職員が一致団結して問題の解決にあたる。

① いじめ問題を発見したときには、学級担任だけで抱え込むことなく、学校長以下、すべての教職員が情報を共有し、協議のもとの的確な役割分担をしていじめ問題の解決にあたる。

② 情報収集を綿密に行い、事実確認をしたうえで、いじめられている児童の心身の安全を最優先に考え、いじめている側の児童に対しては毅然とした態度で指導にあたる。

③ 傍観者の立場にいる児童たちにも、いじめているのと同様であるということを指導する。

④ 学校内だけでなく町教育委員会や関係機関と連携をして解決にあたる。

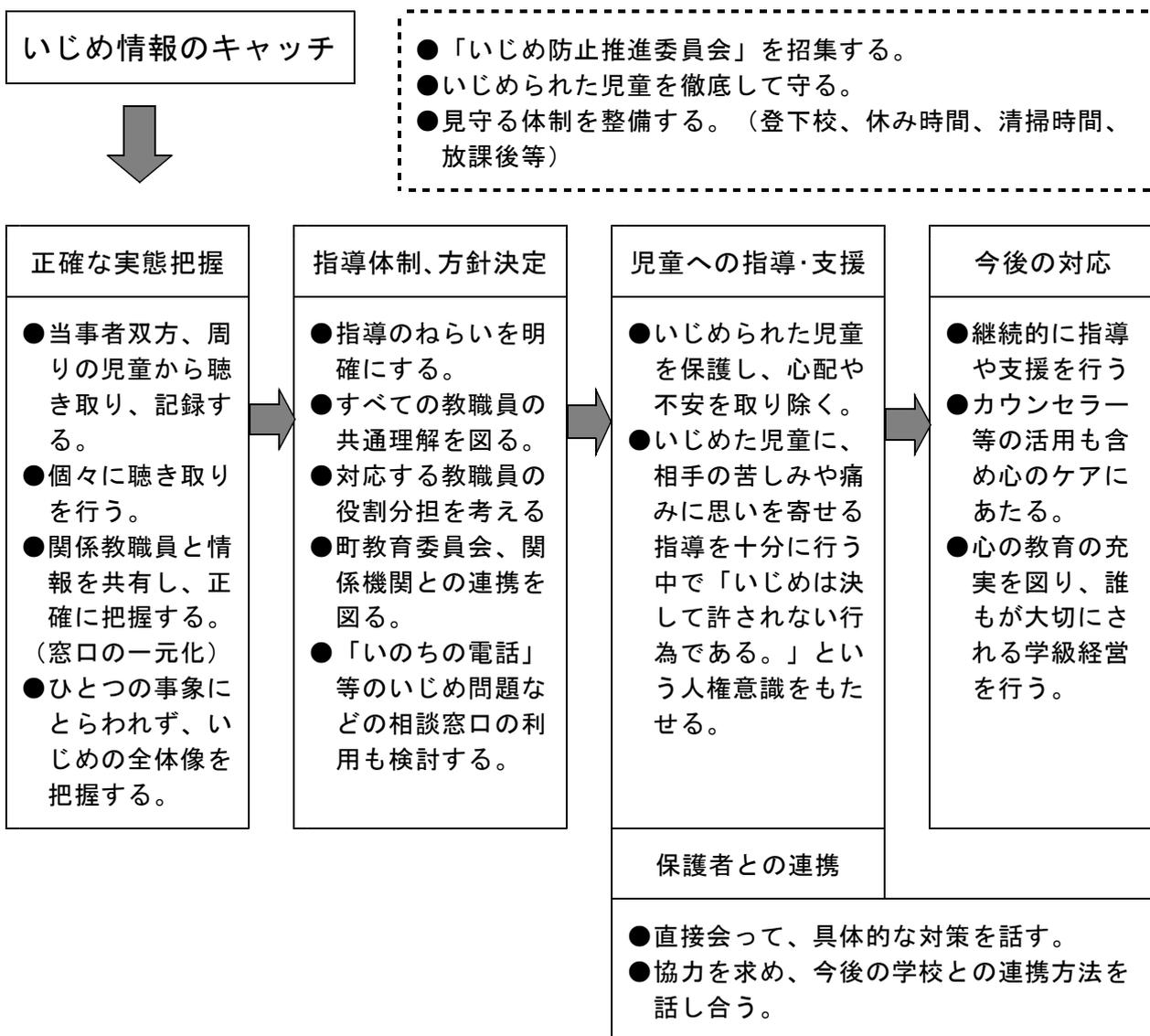
⑤ いじめられている児童の心の傷を癒すために、錦町教育サポーターやスクール

カウンセラーと連携を取りながら、指導を行っていくと同時に、いじめた子の心のケアも行い、関係の再構築を図る。

(3) 家庭や地域、関係機関と連携した取組

- ① いじめ問題が起きたときには、家庭との連携をいつも以上に密にし、学校側の取組についての情報を伝えるとともに、家庭での様子や友達関係についての情報を集めて指導に生かすこととする。決して学校内だけで問題解決をするようなことはしない。
- ② 学校や家庭にはなかなか話すことができないような状況であれば、「いのちの電話」等のいじめ問題などの相談窓口の利用も検討する。

いじめ対応の基本的な流れ



5 いじめ問題に取り組むための校内組織

(1) 学校内の組織

- ①「職員会議（児童理解）」
週1回、問題傾向を有する児童がいる場合に、全職員で現状や指導についての情報の交換及び共通行動についての話し合いを行う。
- ②「いじめ防止推進委員会」
いじめ防止に関する措置を実効的に行うため、管理職、教務主任、生徒指導主任、教育相談担当、養護教諭、当該学級担任等によるいじめ防止推進委員会を設

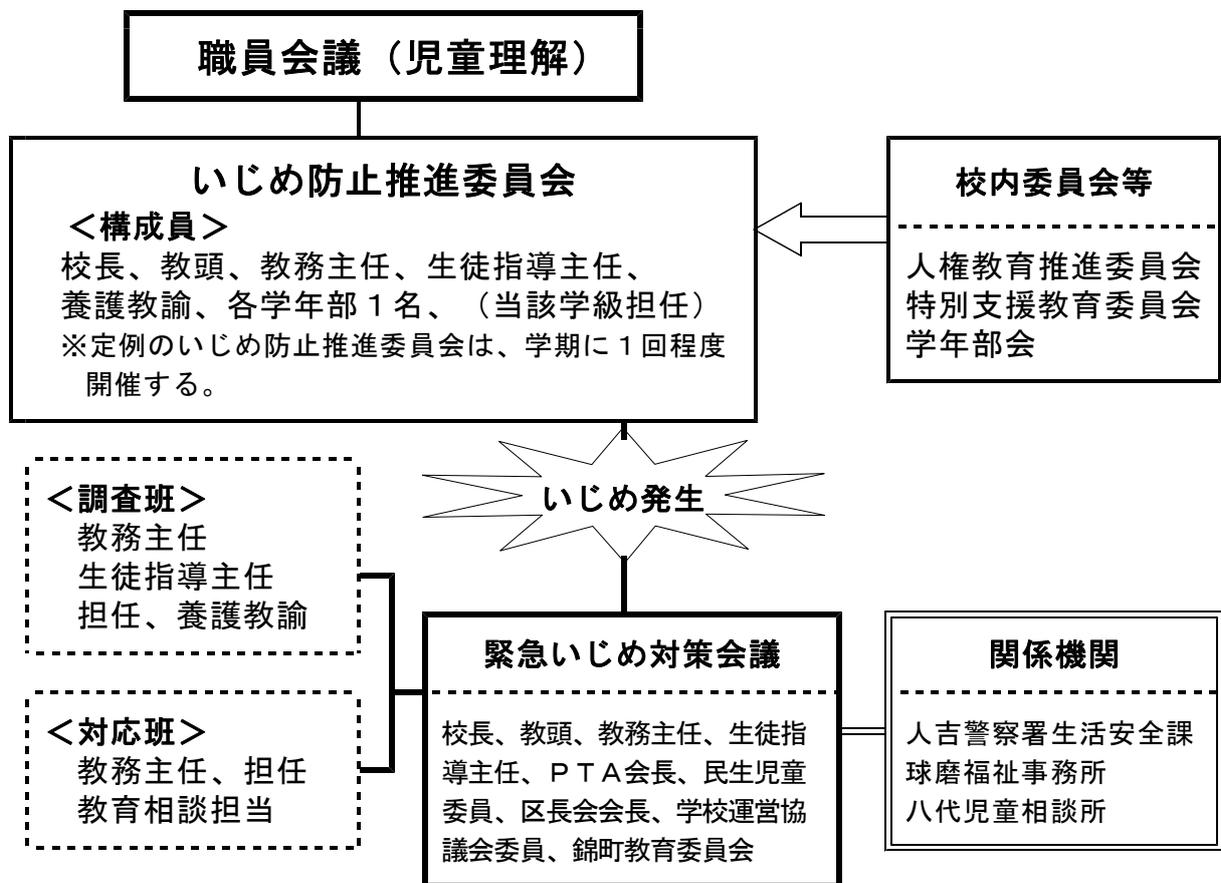
置する。必要に応じて委員会を開催し、対策等について協議する。

いじめ防止推進委員会での内容や事案に応じての対応については、職員会議等において報告し、周知徹底させる。情報集約担当者は教頭及び生徒指導担当が行い、対応への窓口を一元化する。

(2) 家庭や地域、関係機関と連携した組織

- ① 緊急な生徒指導上の問題が発生した場合は、その場の適切な処置をとるとともに教頭に報告する。また、状況によってはいじめ防止推進委員会を開催し、迅速な対応を行う。教頭は、校長に報告し、校長の指示により迅速に支援体制をつくり、対処する。
- ② いじめ事案の発生時は、緊急いじめ対策会議を開催し、事案に応じて調査班や対応班等を編成し対応する。情報集約担当者は教頭が行い、対応への窓口を一元化する。

《いじめ問題に取り組むための校内組織》



6 いじめの解消について

いじめは、単に謝罪をもって安易に解消とすることはできない。いじめが「解消している」状態とは、少なくとも次の 2 つの要件が満たされている必要がある。ただし、これらの要件が満たされている場合であっても、必要に応じ、他の事案も勘案して判断する必要がある。

(1) いじめに係る行為が止んでいること

- ① 被害者に対する心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）が止んでいる状態が相当の期間継続していること。この相当期間とは、少なくとも 3 ヶ月を目安とするが、形式的な対処とならないように留意する。
- ② いじめの被害の重大性等からさらに長期の期間が必要であると判断される場合は、3 ヶ月を目安にかかわらず、学校の設置者又は「いじめ防止推進委員会」の

判断により、より長期の期間を設定するものとする。教職員は、相当の期間が経過するまでは、被害・加害児童の様子を含め、状況を注視し、期間が経過した段階で判断を行う。

- ③ 行為が止んでいない場合は、改めて、相当の期間を設定して状況を注視する。
- (2) 被害児童が心身の苦痛を感じていないこと
- ① いじめに係る行為が止んでいるかどうかを判断する時点において、被害児童がいじめの行為により心身の苦痛を感じていないと認められること。被害児童本人及び保護者に対し、心身の苦痛を感じていないかどうかを面談等により確認する。上記のいじめが「解消している」状況とは、あくまで、一つの段階に過ぎず、「解消している」状態に至った場合でも、いじめが再発する可能性が十分にあり得ることを踏まえ、教職員は当該いじめの被害児童及び加害児童については、日常的に注意深く観察する必要がある。

7 重大事態への対応について

(1) 重大事態の発生と報告

- ① 重大事態が発生した場合、事態発生について、速やかに教育委員会を通じて町長に報告する。

(2) 重大事態に対する調査及び組織

- ① その事案が重大事態であると判断したときは、速やかに当該重大事態に係る調査（いじめ防止対策推進法第28条第1項の規定による調査）を行う。
- ② 調査は、教育委員会と連携して実施し、調査により明らかになった事実関係について、いじめられた児童や保護者に対して、適切に情報提供を行うとともに、可能な限り説明を行う。
- ③ 調査の方法については、国や県、町の基本方針を十分参考にする。

(3) 調査結果の報告

- ① 学校は、その事案が重大事態であると判断し、調査を行った場合には、調査結果を教育委員会を通じて、町長に報告する。
- ② 調査により明らかになった事実関係は、いじめを受けた児童生徒や保護者に対して説明する。

(4) その他留意事項

- ① 重大事態が発生した場合、関係のあった児童が深く傷つき、学校全体の児童や保護者、地域にも不安や動揺が広がり、時には事実に基づかない風評等が流れる場合があるため、教育委員会と連携し、十分な配慮や支援を行う。

8 いじめ防止指導計画の整備について

いじめの未然防止や早期発見のためには、学校全体で組織的、計画的に取り組む必要がある。そのため、年度当初に組織体制を整えると同時に、年間の指導計画を立てて、学校全体でいじめ問題に取り組むことが大切である。

計画を作成するにあたっては、教職員の研修、児童への指導、保護者や地域との連携などに留意し、総合的にいじめ対策を推進することが重要である。

9 教職員の研修の充実

本校において、本基本方針を活用した校内研修を実施し、いじめ問題について、すべての教職員で共通理解を図ることが必要である。

また、教職員一人一人に様々なスキルや指導方法を身につけさせるなど、教職員の指導力やいじめの認知能力を高めるための研修、スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカー等の専門家を講師とした研修及び具体的な事例研究等を計画的に実施することが求められる。

さらに、初任者等の若い教職員に対しては、校内でのOJT(オン・ザ・ジョブトレーニング)が円滑に実施されるよう配慮する必要がある。

<いじめ防止年間指導計画>

	4月	5月	6月	7月
職員会議等	保護者会等による 保護者向け啓発	事案発生時、緊急いじめ対策会議 いじめ不登校対策委員会 ・方針の確認 ・指導計画等 【人権教育研修会】		
防止対策	学級・学年づくり 人間関係づくり	児童理解	心のきずなを 深める月間	
早期発見	学校生活アンケートの実施	教育相談期間		
	8月	9月	10月	11月
職員会議等	生徒指導部会 ・情報共有 ・2・3学期の計画	事案発生時、緊急いじめ対策会議		いじめ不登校対策委員会 ・情報共有
防止対策	学級・学年づくり 人間関係づくり		児童理解	
早期発見		学校生活アンケートの実施 教育相談期間		
	12月	1月	2月	3月
職員会議等		事案発生時、緊急いじめ対策会議	いじめ不登校対策委員会 本年度のまとめ 来年度の課題検討	
防止対策	人権学習 人権集会	学級・学年づくり 人間関係づくり	情報モラル教育 実施期間 児童理解	
早期発見	熊本県心の アンケートの実施	学校生活アンケート 実施(毎月)	教育相談期間	